

防府市スクールガード・リーダー就業要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層強化するため、スクールガード・リーダーにより各学校への指導と評価や、スクールガードに対する指導を実施し、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもたちの安全確保に向けた体制を整備する。

(委嘱)

第2条 スクールガード・リーダーは、警察、消防、自治体、学校関係者等防犯の専門的知識や経験を有する者から、教育長が委嘱する。

(職務)

第3条 スクールガード・リーダーは、教育委員会又は学校において、次の各号に掲げる職務を行うこととする。

- (1) 児童生徒に対する安全教育や保護者への啓発活動などの学校教育に係る対策、危機管理マニュアルや地域安全マップの作成や緊急体制、救急体制、連絡体制の整備など、ソフト面の対策に関する指導や支援を行う。
- (2) 施設・設備を含む学校環境や地域環境に関することなど、ハード面の対策に関する指導や支援を行う。
- (3) 地域(学校)の自主的・自発的活動を促すとともに、それらを尊重しながら支援する立場から地域と一体となって活動する。

(委嘱期間)

第4条 委嘱期間は、次のとおりとする。

- 2 スクールガード・リーダーの委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、必要と認める場合は、1年ごとに更新して委嘱することができる。

(勤務条件)

第5条 スクールガード・リーダーは、防府市内全小中学校を、1年間に各1回程度巡回する。

(報償費)

第6条 報償費は、時間単位で定めるものとし、勤務実績に基づき月単位で支給する。

2 1時間当たりの報償費は2,000円とする。

(解雇)

第7条 スクールガード・リーダーは、次のいずれかに該当する場合は解雇することができる。

(1) 重要な経歴を偽る。その他不正な手段によって雇用された場合。

(2) 不正な行為、又は、重大な過失があった場合。

(3) 心身の障害により、職務の遂行に耐えられないと認められる場合。

(4) この要綱に違反した場合。

(5) 前4号に規定する場合のほか、職務等に必要な適性を欠くと認める場合。

2 スクールガード・リーダーが前項第1号、第2号、及び第4号のいずれかに該当するも解雇するには当たらないと教育長が判断した場合には、防府市職員の非違行為に係る懲戒処分等の基準（平成16年12月2日制定）を準用し、停職、減給、戒告の処分、もしくは訓告、注意をすることができる。

(その他)

第8条 スクールガード・リーダーは、活動終了後に「スクールガード・リーダー活動報告書」を教育委員会に提出する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。